

会議録（概要）

- 会議の名称** 令和5年度 第2回 富田林市障がい者施策推進協議会
- 開催日時** 令和5年11月9日（木曜日） 14時～16時
- 開催場所** 富田林市役所 3階 庁議室
- 出席委員** 村山理恵、新里恵美、寺井園子、蔵田和子、橋本弘子、立石暁郎、
林守、宮崎幸美、松坂正治、宮脇章二郎、的場政一
※14名中11名出席
- オブザーバー** 菅玲子
- 事務局** 植田子育て福祉部長、梅川課長、久井課長代理、
前田給付係長、大浦相談係長
- 公開の可否** 公開
- 傍聴者数** 0名
- 会議次第**
1. 委嘱状交付
 2. 市長挨拶
 3. 委員紹介
 4. 会長、副会長の選出について
 5. 議事
案件1) 第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画
について
資料1 第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画
(素案)
 6. その他

議事録

事務局 司会

《委嘱状交付》

《市長挨拶》

《配布資料確認》

《委員及び事務局紹介》

《協議会成立要件の報告》

(事務局)

会議次第にあります会長、副会長の選出を行いたいと思いますが、どのような方法でさせていただきますでしょうか。

委員 (「事務局一任」との声あり。)

(事務局)

事務局一任のお声がありましたけれども、そのように進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」との声あり。)

(事務局)

それでは事務局の方から、案を申し上げます。計画策定中ということでもございますので前回に引き続きまして、会長には四天王寺福祉事業団法人本部部長の的場政一委員に、副会長には富田林市社会福祉協議会副会長の新里恵美委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」との声あり。)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、会長には的場委員、副会長には新里委員にお願いいたします。恐れ入りますが、会長席、副会長席の方にご移動の方お願いいたします。それでは、的場会長、就任にあたりましてひとことご挨拶をお願いいたします。

(議長)

ご指名をいただきまして、引き続き会長を務めさせていただくことになりました的場でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。障がいがある方のお困りごとは、前回事務局よりご説明していただいた市民アンケートの結果からも、本当に多岐にわたっているなということを実感しております。それと同時に、寄せていただいたお声を実現していくことができれば、障がいがあるなしにかかわらず、本当に暮らしやすい地域コミュニティづくりができるのではないかと感じた次第です。障がいがある方の思いを我が事として考えることができる、そのような考えの後押しとなる議論を、委員の皆さんと

積み重ねていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは引き続き議事に入りたいと存じます。会議の議事につきましては、障がい者施策推進協議会条例施行規則第 2 条で会議の議長は会長が行うことになっております。これより議事進行を会長にお願いしたいと存じます。的場会長よろしくお願いいたします。

（議長）

それでは規則に基づき、議事を進めさせていただきます。案件 1 の第 7 期富田林市障がい福祉計画、第 3 期富田林市障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局説明）

（議長）

ただいま案件 1 の第 7 期富田林市障がい福祉計画、第 3 期富田林市障がい児福祉計画について、事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見ご質問はないでしょうか。

（委員 A）

精神障がい者による大きな事件について、経歴的に多くが虐待、いじめ、不登校、そういう過去の経験があって、社会に出てさらに受け入れられない、合わない。自己肯定感がなくなり、ついには追い込まれ信じられないような事件を起こしている経過が見受けられます。大津のいじめ事件から 10 年になりますが、最近の新聞報道によると、いじめは減るどころか増え続け、不登校も少子化の中でも増えているそうです。取り組むべきは「こどもまんなか社会」とのことですが、特に統合失調症は 15 歳までに半数の人が罹患し、20 代半ばまでに 4 分の 3 の人が罹患すると言われております。小中学校で半数の人が罹患しているんです。罹患しているものの、その時点では事件を起こすわけではないため、見過ごされていると思います。いじめや虐待をどう防いでいくか、事前の予防が非常に重要であると考えます。統合失調症は不治の病で治らないと思われておりますが、早期に発見し、治療すれば 2 割ぐらいは完治に至ります。事件を起こした当事者は、相談するところがなかったなどと言っていますが、間違った歩み方をしていると思います。特に小中学校での啓発が非常に重要と思っております。教職員の中には、まだ理解されていない方もいらっしゃると思います。教職員には、精神疾患等に関する正しい知識を持っていただき、教育現場においては危機感を持っていただきたいところです。そのためには、例えば市民講座の開催とか、他市のように発達障がい児、統合失調症を

含めた精神疾患の当事者もしくは家族が参加しての、困ってる人に対する相談を受けるなどはいかがでしょうか。早期に発見する取組として、国の COCOCO プランには 1 人 1 台端末等を活用した心の健康観察とありますが、本市で実施されていますか。

(事務局)

先生であるとか、様々なサポートによる発達段階での気づきに関しては、本市において十分なされていると考えていますが、具体的な数値については今手元にないので回答できないものの、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の上位計画としまして、バリアフリーであるとか、全庁的な大きなシェアでの障がい者計画というものがございます。さらに地域福祉計画や教育であるとか医療の分野でもそれぞれの計画があり、計画間の連携が大事であるとの認識です。ご意見を踏まえながら、今後連携して、早期の気づきにつなげていきたいと考えております。

(委員 B)

精神障がい者に対して、数値目標、成果目標ということで人数が出されていますが、身体障がいと違って目に見えないものに対して、この数値目標を設定されて実行するにあたって、職員の疲弊とかはどうなのかなとか、果たして精神障がいに対してこういう数値目標を出すこと自体が、どうなのかなと思っています。53 ページでは、精神病床の 1 年以上の入院患者数、8 年度には 113 人ということで、数値を出さないと計画にならないんだろうなとは思いますが、こういう目標を立てると、職員の疲弊はどうなのかなと少し感じています。

(事務局)

数値目標は、国と府が定めた目標に従って設定していますが、精神病床の 1 年以上の入院患者数ということですので、国、府が目指しているところは、精神病院に入院し続けることに対して、できるだけ退院して地域移行を目指そうということですので、委員ご心配いただいている職員の方々、病院の職員さんの疲弊など、地域移行に際しては相談支援事業所等が関わることとなりますので、そうした方々の疲弊ということはもちろんありますが、やはり長期入院というのはよくないことですので、その辺は前回も同じようなご議論いただいたと思いますが、携わる方々の疲弊にならないよう進めていけたらなと考えております。

(議長)

数字だけでは表せない、個別ケースにおいてどれだけご本人さんの思う自己実現に繋がったのか、数字達成だけでなく中身の濃さについても追求するべき点ではないかと、今のご議論を聞かせていただきながら思いました。それと、A 委員のおっしゃっていた

だいた中で、広く障がい理解を深めるというお話もあったかと思います。市の計画の中でも、何点か施策の中で触れていただいているようですが、その点での充実、計画の評価も検証しながら推進していけたらと思います。

(委員 C)

1 ページで、国の動向として来年 4 月から障がい者差別解消法が改正され、合理的配慮が努力義務であったのが義務化されるということで、一般就労などにも影響が出てくると思われませんが、市として法改正の趣旨などについて、民間事業者に対してどのように理解を促す施策をとられているのかをお聞きしたい。

(事務局)

来年の 4 月に民間事業者でも合理的配慮の提供が必要ということになりますが、実は条例により大阪府のみですけれども、既に民間事業者には合理的配慮の提供をしていただくことになっておりまして、数年前に義務化されましたときに、大阪府が作成しましたパンフレットを配布し、広報に努めたところですが、我々、公共事業者については既に以前から対象となっており、合理的配慮の提供に努めているところですので、特段、来年の法改正で予定はしておりませんが、引き続き、市として事業者の方と会う機会を通して、法改正による合理的な配慮の義務化について、伝えていけたらと考えております。

(委員 D)

55 ページなどで、障がい者千人雇用についてとありますが、前回の協議会の時の市長のご挨拶の中では、その目標に近づきつつあるというふうなお話もあったかと思いますが、市独自で障がい者雇用会議というものを開催され、さらに障がい者雇用センターに就労支援員を配置しているというお話もありました。事務局説明の中でもこの辺り触れていただいていると思いますが、実績などわかる範囲で教えてください。千人雇用に近づいているというのは、このあたりの役割機能がうまく進んでいるから目標に近づいているのかなと思ひまして、説明お願いできますか。

(事務局)

雇用センターというのは令和 3 年度から、基幹相談支援センターに併設しておりまして、そこに 1 名の就労支援員を配置しており、雇用センターが三つの圏域それぞれにありますので、合計で 3 名の就労支援員がいる状況です。その雇用センターが主となって雇用会議というものを開催しており、実績としましては、令和 3 年度から今現在に至るまで、2 ヶ月に 1 回偶数月に雇用会議を実施しています。参画していただいている機関は、雇用センター、ハローワークや就業・生活支援センター、障害者職業センターといった障がい者就労の専門的な機関から、状況によっては本市の商工観光課、障がい福祉

課は毎回出席させていただいております。こういった雇用センターの活動は、一般就労を目指しておられる方の相談を受け付けるところから、ハローワークや企業への同行、或いは個別のケースでなくても障がい者の方の雇用を考えておられる企業に訪問して、障がい者の理解促進のためのお話をさせていただくなどです。こうした活動の実績ということでは、令和4年度末で本市のハローワーク登録者で就労されている方が447人、直近の7月末で436人の方が福祉的就労されておりますので、合計で883名の方が就労されているという状況になります。今後、令和8年度に向けて徐々に支援をする中で、千人に達成するような流れを考えているところです。

(議長)

千人以上という目標設定だと思いますが、千人というのも通過点として、達成をしてさらにさらにというところを期待したいと思います。先ほどの議論と同じように、各基幹相談支援センターで1名ずつ、市で3名というふうなお話がありましたので、それぞれ担当者のご負担も大きいところではないのかと合わせて思いました。そのあたりも市として把握していただいて、二人三脚で連携していただけたらなと思いました。

(委員B)

35ページのアンケートの結果について、今気にかかっていることはどのようなことですかということで、家族がいなくなった時の生活というふうに出ています。家族がいなくなった時の生活が不安だというその不安解消については、本計画ではおそらく相談ということになるんだと思いますが、私も障がいになって家族がいなくなったら自分はどうなるんだろうって思うんですね。それに対して、何か回答はありますか。

(事務局)

いろんな立場の方がいらっしゃいますので、家族がいなくなった時の対応というのも様々になりますが、知的障がいの方などが親亡き後、お1人で生活できないというところに対して、どういうサービスがあるのかというところでは、グループホームなどの入居系のサービスの充実というのが大変重要と考えております。肢体不自由の方につきましては、やはりヘルパーなどにより食事を作っていたりや、身の回りの世話をさせていただくというところが重要ですので、すべてをひっくるめて障がい福祉サービスそのものが充実していくというのが、家族がいなくなった時に、障がい者の方がお1人で生活していけるというところの答えになるのではと考えておりますので、本計画において今後3年間の必要量とその体制について、皆様のご議論をいただいてそのような計画にしていくのが、一番の近道であると考えております。

(議長)

家族がいなくなった時の生活が不安だというのは、障がい者自身が不安に思っておられると同時に、今お話がありました親御さんにとっても、自分が亡くなった後のことを心配に思うんだというお話は、福祉施設でもよく聞かせていただくお話でして、必要数その受け皿といいますか、安心していただくようなサービスの必要数というのは、きちんと検証すべきことだと思っております。この点も計画値の検討をこの会議の場でさせていただく必要があるなと思いました。

(委員 E)

まさに公的機関並びに地域の関連機関の連携によって、障がい者の方のニーズに応じた段階的な雇用、就労移行、就労継続、定着支援も含めまして、地域の各機関の連携がより一層求められております。ご承知のとおり、障がい者の一般就労としまして雇用率制度というのがあります、現在は 2.3%ですけれども段階的に引き上がっていきまして、最終的には 2.7%まで引き上げられます。ハローワーク登録の方の就職数も徐々に増加しており、企業の方も意識が徐々に高まっていますが、ただ単に就労の数を増やせばいいというだけではないので、障がいをお持ちの方のニーズに応じて段階的な雇用の場の創出ということで、引き続き富田林市をはじめ関係機関との連携をお願いしたい。

(委員 F)

やはり近隣に住む人たちの理解が一番大事とされていて、触れ合う機会が中々無いであったり、障がいを持つ方ばかりが 1ヶ所に集まっていて、一般の住民と触れ合う機会を設けることができないか。この頃は、電車に乗っても車椅子の方をよく見かけるんですが、統合失調症のような方の場合だと、表面を見ただけではわからないこともありますが、統合失調症の症状について学ぶ機会を市が積極的にいろいろな講演会ですとか、地域の触れ合いサロンでもいいですし、いろいろな場でそういうお話を聞く機会を増やしていただけたら、理解はもう少し進むのではと思っております。例えば、お年寄りと障がいを持った方が一緒にボッチャを楽しむような機会を、地域で増やしていただけたらいいなと思えます。

(委員 D)

ボッチャというのは、本当に、障がいの有無に関わりませんし、年齢層も本当に広く一緒にやれるスポーツだと実感しております、そのボッチャを地域の方が集う一つのツールとして活用できたらなあと思えます。

(委員 B)

84 ページの障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進のところ、一番下のところに文化芸術に触れる機会の充実を図るとともにと書かれていますが、やはり生

きる力というか、夢を抱いたり、映画やコンサートでもいいので芸術に触れる機会を増やしてあげるような企画を、ぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

障がい福祉課と生涯学習課では、以前から共催をさせていただいているのが市民劇場というもので、障がい者週間に合わせてレインボーホールにおいて、各クラブ活動による出し物や、プロの方を招いた芸術の出し物を、文化振興芸術ビジョンができる前からさせていただいていますので、継続も含めまして、生涯学習課とも連絡をとりながら進めていけたらと考えております。

(委員 B)

文化庁の事業で、中学生以下の子供達に、クラシックやバレエの観劇の企画がありますが、ぜひいいものを見せてあげられたらいいなと思いました。

(委員 G)

文化の話が出ましたけれども、車椅子ダンスという文化活動がありまして、富田林市も小学校が何校か来ていただいて、全校生徒の前で講演を健常者の方と車椅子の方が社交ダンスをされるのですが、そこに至るまでの自分がいじめられたり、障がい者としてどう生きてきたのかとか、でもこれだけ輝いているというようなことも子供達の前で発表することによって、子供達もすごく前向きに観てくれているのを何回も見せていただいているので、そういったことを市も教育委員会も少しずつ取り入れていますので、報告させていただきます。

(事務局)

障がい者の方が芸術をされる、障がい者の方に対して絵画とかを提供して見ていただくなど、いろんな親しみ方があろうかと思っておりますので、我々も研究させていただきたいと思っております。

(委員 G)

家族が病気で両足が不自由になりまして今は在宅ですけれども、近隣の方で脳梗塞で半身不随になられてという方がいらっしゃいまして、本人同士、中途障がい同士でしかわからないことがたくさんありまして、そういった当事者同士の交流の場であるとか、または家族同士の交流の場っていうのはたくさん持っていていただいているとは思いますが、発達障がいの子供さんのお母さん同士の交流の会であるとか、そういった当事者同士の横の繋がりというか、高め合っていけるような、わかり合っていけるような場を、もっとたくさん作っていかれたらと思います。

(事務局)

身体障がいにつきましては、身体障害者福祉協会の会長に出席いただいておりますが、中途障がいであっても生まれ持った障がいであっても、入会されている方がいらっしゃるとお聞きしています。本日、障がい者関係としまして3団体様にご出席いただいておりますが、これ以外に今回の福祉計画を策定させていただくにあたりまして、団体ヒアリングというものをさせていただいているのが7団体、3団体のほかに4団体ありまして、その中には障がいのあるお子さんをお持ちの方同士のグループを作られている団体様にもお聞きしているのもありまして、我々としてなかなか各団体様をどう支えていくか、どう発展させていくかというのは難しいところもあるんですけれども、こういうような計画策定でお聞きするような機会を捉えまして、そういう方々の活動を、計画に反映させていただくことが一つの方法であると考えております。

(委員 C)

障がい者団体も、高齢化で維持管理がしんどいということで、一つの団体の中での活動ばかりやってきたと反省の声もありますが、やはり門戸を広げて我々が主体となって、一般の人も参加してもらような活動をしていかないと入会者数も増えないという話も出ていますので、今後、団体もそういう方向でいろいろ検討しようかなという話になってきています。まだ具体的にどうするかというのはこれからですが、そういうことも含めてやっていきたいと思えます。先日、ボッチャ競技をやりましたが、参加した障がい者からはかなり好評でした。ルールもそれほどきついルールではなく、みんなが参加できる楽しんでもらえるルールにしてみました。今後も検討していきたい考えでおります。

(委員 H)

知的障がい者である子は、最重度で言葉も出ない、何も自分のことができない。自身が高齢となり、この子を置いて死ねないというのが、最近の実感です。だから一生懸命頑張ろうと思っいろいろ頑張っているんですけど、やはり年齢には勝てず、この子がどうぞ先に死んでくださいという願いです。親としてはおかしいですけど、やはり私が介護できて安心して死ねるようになりたいと、最近はつくづく思っております。子は言葉は出ません。私には全部わかるんですけども、一般の人には、何をどうしたいのかというのはわからない。施設に通所していますが、支援員さんは皆さんよくわかってくださって、どういうことをしたらこの子がどう思っているというのをわかってくださっているから、よくしてもらっているんですけど、帰ってきても何も言わないんで、連絡帳を頼りにこんなことしたのって言うと、頷くか、首振るか程度です。生まれた当時は16、17歳で亡くなりますと保健婦さんに言われてそうだと思っていたが、今とっても元気で風邪一つ罹らず過ごしているんで、それがいいのか悪いのかすごく不安です。私

は今、そういう日常で暮らしていますけれど、家族がいるから幸せだなと思っています。本当に、最重度っていうのは大変です。親として大変ではなくて、今後もし私が死んだらどちらかの施設に入れてくれるのかなあとか思うんですけど、そんなこと考えたくないの、手続きも何もしていません。

(議長)

ありがとうございます。実は私もですね、施設をご利用されているお母さんから今おっしゃられたようなお言葉をいただいたことがあって、私よりも先にこの子が亡くなることが親孝行なんですみたいなことを言われて、非常にショックを受けた記憶が蘇ってきました。その時に私が思いましたのは、障がいを持つご本人さんもそうですけれど、そのご家族にも安心していただけるような福祉施設、福祉事業所を作らないといけないなと、ご家族の代わりには我々福祉職員はなれないんですけれども、安心していただける、そんな福祉サービスを提供しなければと思ったことを、少し思い出させていただきました。市としても、安心していただける計画を作ることに努力しますというお話もいただきましたし、福祉提供者としても努力したいと思います。長く本人さんと関わらせていただくことで、安心できるよとご家族にも言っていただけるよう目指していきたいなと思いました。それでは、その他としまして案件1以外で何かご発言等ございましたら、お受けいたします。ないようでしたら本日の予定の案件はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

《部長挨拶》

今後のスケジュールの説明し、部長のあいさつを経て閉会。